

令和4年第11回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年11月17日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年11月17日(木)
午後1時30分から午後1時45分まで

2. 出席委員(13名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
6番	麻生 忠	8番	牧野 弘	9番	岸本 信夫
10番	坂本 豊廣	11番	岡沢 聡	12番	尾崎 孝
13番	稲野 実	17番	長澤 均	19番	加藤 博一
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(8名)

4番	笹川 治久	5番	長澤 昇	7番	中井 徳治
14番	笹川 悦子	15番	中西 利一	16番	中村 孝三
18番	中井 啓二	20番	野口 康夫		

4. 会議録署名委員

6番	麻生 忠	8番	牧野 弘
----	------	----	------

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第59号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第60号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第61号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第62号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報告第45号	農地等状況報告の件

令和4年第11回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和4年第11回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はありません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は13名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 加えて、笹川治久委員、長澤昇委員、中井徳治委員、笹川悦子委員、中西委員、中村委員、中井啓二委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 それでは、6番 麻生委員さん、8番 牧野委員さんをお願いします。
- 本日の案件に入る前に、令和4年第10回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月10月17日開催の総会で、採決されました第51号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会

議の審議会に意見聴取を行ったものです。

その内容は、新稲地区の農地で、[]に転用するという案件でした。

10月18日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、10月27日に申請者あて許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

議長

次に、日程第2、第59号議案から日程第4、第61号議案までは農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。

それでは、日程第2、第59号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第59号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、粟生新家[]、地目は台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]、農作業歴は[]年、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、[]、[]氏です。

区域は市街化区域です。

以上、第59号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員

第59号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、国道171号の[]交差点を南へ約[]メートル行ったところの東側にある[]筆の農地です。

譲受人の[]氏が経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

[]氏はこれまでも、自己所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。
次に、日程第3、第60号議案を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第60号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。
申請地は、下止々呂美■■■■■、地目は台帳■■■■■、現況■■■■■ 面積は■■■■■平方メートルです。
譲受人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■、農作業歴は■■■■■年、耕作面積は■■■■■平方メートル、通作距離は■■■■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。
譲渡人は、■■■■■氏です。
区域は市街化調整区域です。
以上、第60号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員 第60号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■■交差点から南西へ約■■■■■メートル行ったところにある農地です。
譲受人の■■■■■氏が経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の■■■■■氏から、所有権を移転しようとするものです。
■■■■■氏はこれまでも、自己所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。
本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、
問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご
異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたしま
す。
次に、日程第4、第61号議案を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第61号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、粟生間谷東 []、地目は台帳・現況ともに []、面積
は [] 平方メートル、他 [] 筆、合計 [] 筆で、面積の合計は [] 平
方メートルです。

譲受人は、 [] 氏、職業は []、農作業
歴は [] 年、耕作面積は [] 平方メートル、通作距離は [] キロメー
トル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は譲受人と同一住所の、 [] 氏です。

区域は市街化調整区域です。

以上、第61号議案のご説明といたします。

議長 本件につきましては、 [] 案件であることから、長澤
均委員さんに調査いただきましたので、調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員 第61号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、 [] から [] をはさんで南へ約 [] メートル行っ
たところに点在する [] 筆の農地です。

譲受人の [] 氏が、譲渡人である [] 氏から、農地の経営移譲を受け
るため、所有権を移転しようとするものです。

[] 氏はこれまで、家族経営の農地で耕作をされており、トラクターなど
農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思っております。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問
題はないものと思っております。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第5、第62号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第62号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

買取り申出する土地は、坊島■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■面積は■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆で面積の合計は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は、令和4年10月25日でございます。

以上、第62号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

岸本委員 第62号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■交差点から西へ約■■■■メートル行ったところにある■■■■筆の農地です。

申出人の■■■■氏は、令和4年10月25日に、■■■■農業に従事できない旨の診断を医師から受けたことから、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や周囲への聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われま

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。
次に、日程第6、報告第45号農地等状況報告の件を議題といたします。
本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。
ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
事務局から連絡事項はございますか。

事 務 局

(肥料価格高騰に対する大阪府の支援制度について・第47回農業祭、品評会について・次回日程について連絡)

議 長

これをもちまして令和4年第11回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時45分)

上記は、令和4年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会
会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

船垣 忠一

署名委員

麻生 忠

署名委員

牧野 弘